



平成 28 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名 アイカ工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 小野 勇 治
(コード番号 4206 東証・名証第1部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 百 々 聡
財 務 統 括 部 長
電 話 番 号 0 5 2 - 4 0 9 - 8 2 6 1

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、現行の「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」（買収防衛策）（以下、「本プラン」といいます）を継続することについて、平成28年6月23日開催予定の当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます）にて株主の皆様へ賛否をお諮りすべく議案を提出することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

本プランは、平成19年6月22日開催の第107回定時株主総会で株主の皆様にご承認いただきました。その後、当社では、株主共同の利益および企業価値の維持・向上の観点から、継続の是非も含めたそのあり方について検討してまいりました。その結果、情勢の変化や平成20年6月30日に企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容等を踏まえ、平成22年6月23日開催の第110回定時株主総会において、その内容の一部見直しを行った上で、継続することにつき株主の皆様にご承認をいただきました。さらに平成25年6月25日開催の第113回定時株主総会において内容を変更せず再継続することにつき株主の皆様にご承認をいただきました。

本プランの有効期間は本定時株主総会終結の時までであることから、導入以降の法令の改正、買収防衛策に関する議論の動向等を踏まえ、本日開催の取締役会において基本方針を維持することを確認し、株主の皆様のご賛同を得ることを条件として、継続することを決定したものであります。なお、本プランの内容に変更はございません。

本定時株主総会において、議決権行使書およびインターネットによる議決権の行使をされた株主様を含め、出席されました株主の皆様への議決権の過半数のご賛同を得られた場合には、本プランの有効期間は平成31年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとなります。

なお、本プランの継続を決定した取締役会には、社外監査役3名を含む当社監査役5名全員が出席し、具体的運用が適正に行なわれることを条件として、本プランが当社株式の大規模買付行為に関する対応方針として相当であると判断される旨の意見を表明しています。

また、本日現在、当社株式の大規模買付に関する打診および申し入れ等は一切ございません。平成28年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙1「当社株式の状況(平成28年3月31日現在)」のとおりです。

以上

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針

I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねているため、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の全体の意思に基づき決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付の条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するものもありません。

このような大規模な買付行為や買付提案を行なう者は、例外的に当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断します。

II. 基本方針の実現に資する取組み

1. 中長期的な会社の経営戦略

アイカグループは、共生の理念のもと、たえざる革新により新しい価値を創造し、社会に貢献して「真にお客さまに選ばれる企業集団ーグッドカンパニー」を目指しています。

また、グループ全体の企業価値の増大が社会の利益にもつながると認識し、企業価値の継続的な増大のため『スピード・効率・変革』をスローガンにしております。

当社グループにおきましては、以下の項目に重点を置き経営を進めています。

- ①素材メーカーとしての特徴を活かし、素材連携に基づいた独創性のある商品展開を進めます。
- ②「地球環境の保全」と「地域との調和」を図り、環境にやさしい商品を開発します。
- ③事業分野におけるナンバーワン商品を拡充します。
- ④海外における生産・販売拠点の充実を図り、グローバル展開を推進します。
- ⑤連結経営とフリー・キャッシュ・フロー重視の経営体質を構築します。

以上の基本方針のもと、平成25年4月からは新たに中期4ヵ年計画をスタートさせました。この目標達成のために、1) 改修・リフォーム・医療介護などの成長分野への取組強化と用途開発による国内中核事業の持続的成長、2) 海外事業・機能材料事業の展開加速を通じた事業構造の変革、3) 生産・調達のグローバル最適化と原価低減の推進、4) 事業環境の変化とグローバル化に即した組織運営と人材強化、を重点的に進め、株主・顧客などのステークホルダーから絶大の信頼を得られるよう取り組んでまいります。

2. コーポレートガバナンス（企業統治）の推進

当社は「コーポレートガバナンス（企業統治）の強化」を通じて、グループ会社とともに企業価値および株主共同の利益の確保・向上を実現させていきたいと考えています。

- ①基本規程として「行動規範」を策定し、企業理念の精神を具体化した役員および社員の「行動指針」として定めていきます。更に、全社横断組織として「企業倫理委員会」を設置するなど企業統治に関する組織、規程を充実させ、企業の透明性、効率性、健全性を向上すべく推進し

ています。

②経営の体制として、業務執行と監督機能区分を明確化するため、執行役員制度を導入しております。取締役会は、経営の透明性・客観性を確保するため社外取締役を含む取締役にて構成しております。監査役会は、監査役監査の透明性、公平性を確保するため社外監査役を含む監査役にて構成しております。また、平成 28 年 4 月より任意の諮問委員会として、社外役員を主な構成員とする「ガバナンス委員会」を設置し、企業の持続的な成長と統治機能の更なる充実を目指しています。

当社では多数の投資家の皆様に長期的に当社に投資を継続して頂くため、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以上のような施策を実施しております。これら取組みは上記 I. の基本方針の実現にも資するものと考えています。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プラン導入の目的

本プランは、上記 I. に述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入するものです。

当社取締役会は、当社株式の大規模買付が行なわれようとする場合、株主の皆様適切な判断をいただくためには、大規模買付を行おうとする者および当社取締役会等からの十分な情報提供と、株主の皆様が検討を行うに相当な期間が必要不可欠と考えております。しかしながら、株主の皆様への十分な情報提供もなく、あるいは取締役会からの意見・代替案の提示などを行う期間もないまま、一方的に大量の株式の買付が行われる例も見受けられます。そのため、当社は、企業価値および株主共同の利益の確保・向上のため、本プランにおいて大規模買付を行なう際の手続きに関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます）を設定し、大規模買付ルールの遵守を大規模買付を行なおうとする者に求めることで、株主の皆様が十分な情報や検討期間を得られないまま判断を迫られる事態を回避するとともに、当社の企業価値および株主共同の利益を毀損する買付行為を防止することといたしました。

2. 大規模買付ルールの概要

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者に取締役会に対する必要かつ十分な情報の提供を求め、②取締役会による一定の評価期間が経過した後にはじめて大規模買付が開始される、というものです。その概要は以下のとおりです。

(1) 本プランの対象となる大規模買付け等

本プランは以下の(i)または(ii)に該当する当社株式等の買付またはこれに類似する行為（但し、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付行為」といいます）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、または行おうとする者（以下、「大規模買付者」といいます）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

(i)当社が発行者である株式等について、保有者²の株式等保有割合³が20%以上となる買付け

¹ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

² 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定される保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。

(ii) 当社が発行者である株式等について、公開買付⁵に係る株式等の株式等所有割合⁶およびその特別関係者の株式等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

(2) 意向表明書の事前提出の要求

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約および以下の内容等を記載した意向表明書を日本語でご提出いただきます。

- ①大規模買付者の名称、住所
- ②設立準拠法
- ③代表者の氏名
- ④国内連絡先
- ⑤提案する大規模買付行為の概要等

(3) 必要情報の提供の要求

当社は、大規模買付者に対し、上記 (2) の意向表明書受領後 10 営業日以内に、大規模買付行為に対する株主の皆様の判断および取締役会としての意見形成のために必要な情報（以下、「本必要情報」といいます）のリストを交付しますので、大規模買付者は、リスト記載の本必要情報を当社に提供していただきます。

本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ①大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容等を含みます）
- ②大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます）
- ③大規模買付行為の対価の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます）
- ④大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます）
- ⑤大規模買付行為の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑥大規模買付行為の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは株主の皆様の判断および当社取締役会・第三者委員会の意見形成に不十分と当社取締役会および第三者委員会が合理的に判断した場合には、取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます（以下、この期間を「情報提供期間」といいます）。

³ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

⁴ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。以下同じとします。

⁶ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

⁷ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。以下同じとします。

但し、大規模買付者からの情報提供の迅速化と、当社取締役会が延々と情報提供を求め、情報提供期間を引き延ばす等の恣意的な運用を避ける観点から、この情報提供期間の上限を意向表明書受領から60営業日に限定し、仮に本必要情報が十分に揃わない場合であっても、情報提供期間が満了したときは、その時点で直ちに「取締役会評価期間（(4)にて後述します）」を開始するものとします(但し、大規模買付者側から、合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、必要に応じて情報提供期間を延長することがあります)。

大規模買付行為の提案があった事実および取締役会に提供された本必要情報は、取締役会および第三者委員会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。また、当社取締役会は、大規模買付者による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を大規模買付者に通知するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

(4) 取締役会による評価期間等

取締役会による評価期間は、大規模買付者が取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、大規模買付行為の評価の難易度等に応じ、最大60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社全株式買付の場合)または最大90日間(その他の大規模買付の場合)を、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます)とします。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、取締役会は外部専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家)の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、公表します。必要に応じ、大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(5) 第三者委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続きが進行されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性および合理性を担保するための仕組みとして、第三者委員会を設置しております。第三者委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役ならびに社外有識者の中から選任します。

本プランについては、下記3(1)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として対抗措置は行わず、下記3(2)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、対抗措置をとる場合があるとし、対抗措置の発動に関する客観的な要件を設定しております。その判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会は対抗措置の発動に先立ち、第三者委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、第三者委員会は大規模買付ルールが遵守されているか否か、遵守をしているとしても、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと合理的に認められるか、十分検討した上で対抗措置の発動の是非について勧告を行うものとします。取締役会は、対抗措置を講じるか否かの判断に際して、第三者委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

なお、第三者委員会の規程の概要は、別紙3のとおりです。また、本プランが株主の皆様のご賛同を得て継続することとなった場合の第三者委員会の委員は、別紙4「第三者委員会の委員略歴」に記載のとおりであります。

3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として、当該買付提案についての反対意見の表明あるいは代替案の提示により株主の皆様を説得するに留め、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当社取締役会は、当該大規模買付行為が以下①～⑤のいずれかに該当し、その結果として当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、第三者委員会の勧告を十分に尊重した上で、例外的に当該大規模買付行為に対する対抗措置をとることがあります。

- ①真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的の大規模買付行為（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ②当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権・ノウハウ・企業秘密情報・主要取引先や顧客等を当該大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的の大規模買付行為
- ③当社の経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定の大規模買付行為
- ④当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的の大規模買付行為
- ⑤大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付等の株式の買付を行なうことをいいます）等の、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社の株式の売却を強要するおそれがある大規模買付行為

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が意向表明書を提出しない場合、大規模買付者が取締役会評価期間の経過前に大規模買付行為を開始する場合、大規模買付者が大規模買付ルールに従った十分な情報提供を行わない場合、またはその他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、第三者委員会の勧告を十分に尊重した上で、当該大規模買付行為に対する対抗措置をとる場合があります。

(3) 対抗措置の内容

本プランにおいては、上記(1)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。但し、上記(1)に記載のとおり例外的に対抗措置をとる場合、および上記(2)に記載のとおり対抗措置をとる場合には、その判断の合理性および公正性を担保するために、まず取締役会は対抗措置の発動に先立ち、第三者委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、第三者委員会は大規模買付ルールが遵守されているか否か、遵守をしているとしても、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと合理的に認められるか、十分検討した上で対抗措置の発動の是非について勧告を行なうものとします。

取締役会は、対抗措置を講じるか否かの判断に際して、第三者委員会の勧告を最大限尊重する

ものとしします。

取締役会が対抗措置として新株予約権の無償割当をする場合の概要は、別紙2に記載のとおりですが、実際には新株予約権の無償割当をする場合には、大規模買付者でないことを新株予約権の行使条件や取得条件とするなどの行使条件および取得条件を設けることがあります。

(4) 対抗措置発動の停止等について

上記(1)または(2)において、当社取締役会が対抗措置を講ずることを決定した後に当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、第三者委員会の勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の中止または停止を行なうことがあります。対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合において、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行なうなど、対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断したときには、当該新株予約権の無償割当てについて設定した基準日にかかる権利落日の前日までの間は、第三者委員会の勧告を受けた上で新株予約権無償割当ての中止をすることができるものとし、新株予約権無償割当て後においては、第三者委員会の勧告を受けた上で当社が無償で新株予約権を取得する方法により、対抗措置発動の停止を行なうことができるものとしします。このような対抗措置発動の停止等を行なう場合は速やかに情報開示を行います。

4. 株主・投資家に与える影響

(1) 本プランが株主および投資家の皆様に与える影響等

本プランは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている取締役会の意見を、株主の皆様を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えます。従いまして、本プランは、株主および投資家の皆様が投資判断を行う上での前提となるものであり、株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3. のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応策が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向に十分ご注意ください。

(2) 対抗措置の発動が株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的として、上記3. のとおり、対抗措置をとることがありますが、取締役会が対抗措置をとることを決定した場合には、法令および当社が上場する東京証券取引所および名古屋証券取引所の上場規則等にしながら、当該決定について適時・適切に開示します。

対抗措置の発動時には、大規模買付者以外の株主の皆様が、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合は、取締役会で別途定める一定の日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられます。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。但し、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得できる旨の取得条項に従い当該新株予約権の取得の手続きを取る場合には、大規模買付者以外の株主の皆様は、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになります。これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行または取得することになった際に、法令および当社が上場する東京証券取引所および名古屋証券取引所の上場規則等にしながら、別途お知らせいたします。

なお、第三者委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行

した新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います）を行う場合、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じず、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、当該新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置がとられることにより、結果的にその法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

5. 本プランの適用開始、有効期間、継続および廃止

本プランの有効期間は、本定時株主総会において株主の皆様のご賛同を得られた場合には、本定時株主総会の日から3年間（平成31年6月に開催予定の定時株主総会終結の時まで）とし、以降につきましても、本プランの継続（一部修正した上での継続を含みます）については定時株主総会の承認を経ることとします。

但し、その有効期間中であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。なお、当社取締役会は、今後の司法判断の動向や、当社が上場する東京証券取引所および名古屋証券取引所その他の公的機関の対応等を踏まえ、当社企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本プランの見直し等、適宜・適切な措置を講じてまいります。その際における本プランの変更は、都度株主総会において議案としてお諮りし、株主の皆様のご賛同を得たうえで行うこととします（法令改正もしくは当社の上場する東京証券取引所および名古屋証券取引所の上場規則変更等による文言の変更といった軽微な修正につきましては、第三者委員会の承認を得たうえで、当社取締役会にて修正することがあります）。

IV. 本プランが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由

本プランは、上記Ⅲ.に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた場合に、当該大規模買付に応じるか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的に導入するものであり、上記Ⅰ.に述べた会社支配に関する基本方針に沿うものです。

よって、当社取締役会は、本プランは当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えます。その具体的な理由は以下のとおりです。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が定めている三原則を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。

(2) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご賛同を得たうえで継続するものです。また、上記Ⅲ. 5に記載のとおり、本定時株主総会においてご賛同頂いた後も、その後の当社株主総会にて変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続、変更および廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映されることとなっております。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性および公正性を担保するための仕組みとして、第三者委員会を設置しています。第三者委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役および社外有識者の中から選任される委員3名以上により構成されます。

また、第三者委員会の判断の概要については、適時適切に株主および投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値および株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(4) 合理的かつ客観的な発動要件の設定

上記Ⅲ. 3. でお示ししたとおり、本プランにおける対抗措置は、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ. 5. に記載のとおり、本プランは、当社取締役会によりいつでも廃止できるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としているため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができず、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

当社株式の状況 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

1. 発行可能株式総数 116,577,000 株
 2. 発行済株式総数 67,590,664 株
 3. 株主数 5,277 名
 4. 大株主の状況

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,046 千株	4.66 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,780	4.25
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE-HSD00	2,036	3.11
アイカ工業取引先持株会	1,969	3.01
アイカ工業株式保有会	1,605	2.45
JP MORGAN CHASE BANK 385174	1,548	2.37
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	1,511	2.31
BBH FOR MATTHEWS JAPAN FUND	1,364	2.09
住友生命保険相互会社	1,318	2.01
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,300	1.99

(注) 1. 当社は、自己株式 2,303 千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

2. 持株比率は、自己株式 2,303 千株を控除して計算しております。

以 上

新株予約権無償割当の概要

1. 株主に割り当てる新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「新株予約権無償割当て決議」という）において当社取締役会が定める一定の日（以下、「割当期日」という）における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式の総数（当社の所有する当社普通株式を除く）を減じた株式数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行なうことがある。

2. 新株予約権無償割当の対象となる株主およびその割当方法

割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。

3. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は0.5株とする。但し、当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、所要の調整を行なうものとする。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者⁸、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者⁹、(4)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(5)これら(1)から(4)までの者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者¹⁰（これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます）は、新株予約権を行使することができないものとし、なお、新株予約権の行使条件の詳細については、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとする。

7. 当社による新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する新株予約権を取得し、これと引換えに新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、新株予約権の取得条件の詳細については、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとする。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとする。

以上

⁸ 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなり当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

⁹ 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等を意味するものとし、以下本注において同じとします）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じとします）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含まず）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなり当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

¹⁰ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます）をいいます。

第三者委員会規程の概要

1. 第三者委員会は、当社取締役会の決議により、本プランを適正に運用し、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排すため、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保することを目的として、設置される。
2. 第三者委員会の委員は3名以上とし、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している社外取締役、社外監査役および社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。
3. 第三者委員会は、次の事項につき審議のうえ決議し、その決議内容を理由を付して当社取締役会に勧告する。
 - ①本プランにかかる対抗措置の発動の是非
 - ②本プランにかかる対抗措置の中止または発動の停止
 - ③本プランの廃止および変更
 - ④その他本プランに関連し当社取締役会が第三者委員会に諮問する事項なお、第三者委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行なうこととする。
4. 第三者委員会は、その審議にあたり、当社株式の大規模買付者から取締役会に対して提出された全ての必要情報につき、取締役会より提供を受ける。
5. 第三者委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役または従業員その他必要と認める者を委員会に出席させ、その意見または説明を求めることができる。
6. 第三者委員会は、その職務の遂行にあたり、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、弁護士その他の専門家を含む）から、当社の費用負担により助言を得ることができる。
7. 第三者委員会は原則として、第三者委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行なう。但し、委員に事故あるいは、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行なう。

以 上

第三者委員会の委員略歴（五十音順）

1. 小倉 健二

昭和45年4月	ソニー株式会社入社
昭和63年10月	ソニー長崎株式会社 取締役管理部長
平成7年6月	ソニー国分株式会社 取締役管理部長
平成9年10月	エステイ・エルシー株式会社 取締役管理部長
平成14年6月	同社常務取締役
平成15年6月	同社代表取締役副社長
平成17年6月	同社代表取締役社長
平成23年2月	Wafer Integration 株式会社 監査役（現任）
平成26年6月	当社取締役（現任）
平成27年6月	株式会社クーレボ 社外取締役（現任）

2. 花村 淑郁

昭和57年4月	弁護士登録 石原法律事務所（現 石原総合法律事務所）入所
平成11年1月	名古屋地方裁判所鑑定委員（現任）
平成12年4月	名古屋弁護士会あっせん仲裁センター あっせん仲裁人（現任）
平成16年4月	石原総合法律事務所副所長（現任）
平成18年4月	名古屋家庭裁判所家事調停委員（現任）
平成18年10月	日本司法支援センター愛知地方事務所地方扶助審査委員（現任）
平成21年7月	愛知県建設工事紛争審査会委員（現任）
平成24年10月	愛知住宅紛争審査会処理委員（現任）
平成25年11月	愛知県建設工事紛争審査会会長（現任）
平成27年6月	当社監査役（現任）

3. 松浦 洋

昭和45年4月	三井物産株式会社入社
昭和62年2月	米国三井物産株式会社本店審査部長
平成8年8月	三井物産株式会社審査部長
平成14年1月	同社コーポレートリスクマネジメント部長
平成15年1月	同社理事コーポレートリスクマネジメント部長
平成15年4月	同社理事コーポレートリスクマネジメント部参与
平成15年6月	同社監査役
平成19年6月	三井情報株式会社監査役
平成22年6月	当社監査役（現任）
平成23年7月	全国農業共同組合連合会監事（現任）

※ 小倉健二氏は、会社法第2条15号に定める当社社外取締役です。
 花村淑郁氏は、会社法第2条15号に定める当社社外取締役候補者です。
 松浦洋氏は、会社法第2条第16号に定める当社社外監査役です。
 小倉健二氏および花村淑郁氏は、平成28年6月23日開催の定時株主総会において、その選任につきご承認いただくことを条件として第三者委員会の委員に就任する予定です。また、上記各委員は、東京証券取引所および名古屋証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であり、各委員と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上